

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年5月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101342号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200005号

第1 結論

昭和60年1月から同年3月までの請求期間、昭和61年5月から同年9月までの請求期間、昭和62年1月から昭和63年3月までの請求期間及び平成元年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年5月から同年9月まで
③ 昭和62年1月から昭和63年3月まで
④ 平成元年1月から同年3月まで

請求期間①については、私は、昭和60年1月に会社を退職すると、同月中に住所をA市へ移し、市役所で転入届と併せて国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、送付された納付書により、自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。

請求期間②から④までについては、昭和61年*月に住所をB市へ移し、同年*月に会社を退職すると、同月中に市役所で厚生年金保険から国民年金及び国民健康保険への切替手続を行った。国民年金保険料は、元夫の分と併せてC銀行(当時)や市役所で納付していた。また、私は、昭和61年*月後半から第一子出産のため里帰りし、昭和62年3月にB市へ戻ってきたとき、請求期間③に係る時期に3、4か月ぐらい里帰りし、B市へ戻ってきたとき、そして、昭和63年*月後半から第二子出産のため里帰りし、平成元年3月にB市に戻ってきたときのいずれの機会においても、国民年金保険料の督促状が届いていたのでC銀行で納付した。

請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和60年1月にA市役所にて国民年金の加入手続を行い、送付された納付書により郵便局で国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されてい

たところであるが、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和60年1月16日の被保険者資格の取得処理年月日は、昭和63年8月10日であることが確認できることから、請求者の国民年金番号「*」は、同年8月頃に請求者が居住していたB市を管轄するD社会保険事務所（当時）において払い出されたものと推認できる上、B市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の記載内容から、請求者は、同市において国民年金の新規加入、再取得、資格喪失及び種別変更に係る一連の届出（受付番号は*）を行っていたことが確認でき、請求者が主張する加入手続時期及び手続場所と符合しない。

また、当該払出時点において、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

なお、A市は、郵便局での国民年金保険料の納付が可能になった時期は、平成9年4月1日と回答していることから、請求期間①当時は、同市において現年度の国民年金保険料を郵便局で納付できない。

請求期間②、③及び④について、請求者は、婚姻後は元夫の国民年金保険料と併せて納付し、第一子出産後、また請求期間③に係る時期に3、4か月ぐらい帰省し自宅へ戻った際に督促のあった未納にしていた国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は納付額を覚えておらず、請求期間②及び③はいずれも請求者の国民年金番号の払出前であるため、当該期間において請求者に対し国民年金保険料の納付書や催告状・督促状が作成されることはない。

また、オンライン記録によると、請求者の元夫は、請求期間②の国民年金保険料は納付済であるものの、元夫が納付済と記録されている請求期間②のうち昭和61年5月及び同年6月については、請求者は、国民年金番号の払出時点で時効により国民年金保険料は納付できず、請求期間②のうち昭和61年7月から同年9月までの期間については、元夫は当該期間の国民年金保険料を昭和63年*月*日に納付しているところ、当該納付時点は、請求者が第二子出産に伴い帰省していたとする時期である上、請求期間③及び④は、元夫も未納と記録されていることから、請求者の主張と符合しない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和60年1月に請求者が居住していたA市へ払い出された国民年金番号について目視確認を行ったが、請求者の氏名を確認することはできず、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101351号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200006号

第1 結論

昭和57年*月及び同年*月、昭和58年1月から昭和61年3月までの請求期間、同年9月、平成元年1月から同年3月までの請求期間及び平成3年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年*月及び同年*月
② 昭和58年1月から昭和61年3月まで
③ 昭和61年9月
④ 平成元年1月から同年3月まで
⑤ 平成3年4月から同年7月まで

納付時期は不明だが、国民年金納付書が送られてきたので、自分で、A市B出張所(以下「出張所」という。)で請求期間①、②、③、④及び⑤(以下「請求期間」という。)に係る国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した。当該期間の納付状況が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金納付書が送られてきたことから、請求期間に係る保険料を納付したと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和57年*月*日から同年*月*日までの間に行われ、請求者が納付書による保険料納付を開始することができた時期は同年*月以降であったことが推認できる。

また、請求者は、出張所以外で、保険料を納付したことはない旨回答及び陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間に接する昭和63年4月から同年12月までの期間及び平成3年3月に係る保険料を過年度納付(前年度以前の保険料を納付すること)していることが確認でき、制度上、市町村が過年度保険料(前年度以前の保険料)の収納を行うことはないことから、請求者の主張と相違している。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間において、A市に住民票を置いていたこ

とが確認できるところ、請求期間は5か所、49か月に及び、同一の市町村が、特定の被保険者の保険料徴収について、これだけの期間にわたり、事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

加えて、A市は、保存期間経過のため、資料を廃棄しており、請求者の請求期間に係る保険料の納付については確認できない旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者の国民年金番号(*)以外の国民年金番号は確認できない。

そのほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101506号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200007号

第1 結論

昭和55年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和59年3月まで

請求期間当時、国民年金の加入は義務ではなく任意であったと思うが、私の母は、加入する必要がある、もしくは加入した方が良いという認識を持っていたと記憶している。そのため、私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた。調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することができないほか、請求者から提出された年金手帳の写しには、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金番号は記載されておらず、請求者は当該手帳のほかに交付された年金手帳はない旨回答している。

また、請求期間当時にA市を管轄していたB社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳記号番号払出簿にて国民年金番号の払い出しを管理していたのは昭和35年10月から昭和59年1月までであるところ、昭和55年*月から昭和59年1月までの間に同市に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿にて目視による調査を行ったが、請求者の氏名を確認することはできなかった。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。